

総合支援資金のご案内

受付相談窓口一覧

市町村	住所	電話番号
鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館内	0857-24-3180
国府町総合福祉センター	鳥取市国府町糸谷15-1	0857-22-1880
福部町総合福祉センター	鳥取市福部町海士1013-1	0857-75-2337
河原町総合福祉センター	鳥取市河原町渡一木277-1	0858-76-3125
用瀬町総合福祉センター	鳥取市用瀬町別府96-2	0858-87-2302
佐治町総合福祉センター	鳥取市佐治町加瀬木2171-2	0858-89-1022
気高町総合福祉センター	鳥取市気高町浜村8-8	0857-82-2727
鹿野町総合福祉センター	鳥取市鹿野町今市651-1	0857-84-3113
青谷町総合福祉センター	鳥取市青谷町露谷53-5	0857-85-0220
岩美町社会福祉協議会	岩美郡岩美町浦富645	0857-72-2500
八頭町社会福祉協議会 相談支援センターほっと	八頭郡八頭町宮谷254-1 郡家老人福祉センター内	0858-71-0100
若桜町社会福祉協議会	八頭郡若桜町若桜1247-1 地域福祉センター内	0858-82-0254
智頭町社会福祉協議会	八頭郡智頭町智頭1875 保健・医療・福祉総合センター内	0858-75-2326
倉吉市社会福祉協議会 あんしん相談支援センター	倉吉市福吉町1400 倉吉福祉センター内	0858-24-6265
湯梨浜町社会福祉協議会	東伯郡湯梨浜町泊1085-1 保健福祉センター内	0858-34-6002
暮らしサポートセンターゆりはま	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584	0858-35-2351
三朝町社会福祉協議会	東伯郡三朝町横手50-4 福祉センター内	0858-43-3388
北栄町社会福祉協議会	東伯郡北栄町瀬戸36-2 社会福祉センター内	0858-37-4522
琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町浦安123-1 琴浦町複合交流施設	0858-52-3600
米子市社会福祉協議会 よなご暮らしサポートセンター	米子市錦町1丁目139-3 福祉保健総合センター内	0859-35-3570
境港市社会福祉協議会	境港市竹内町40	0859-45-6116
南部町社会福祉協議会	西伯郡南部町法勝寺331-1 総合福祉センター内	0859-66-2900
会見支所	西伯郡南部町浅井938	0859-64-3515
伯耆町社会福祉協議会	西伯郡伯耆町大殿1010 保健福祉センター内	0859-68-4635
日吉津村社会福祉協議会	西伯郡日吉津村日吉津973-9 社会福祉センター内	0859-27-5351
大山町社会福祉協議会	大山支所 西伯郡大山町末長503 保健福祉センターだいせん内	0859-39-5018
中山支所	西伯郡大山町赤坂764	0858-49-3000
名和支所	西伯郡大山町御来屋467	0859-54-2200
日南町社会福祉協議会	日野郡日南町生山397-1 子育て支援センター内	0859-82-6038
日野町社会福祉協議会	日野郡日野町黒坂1560-1	0859-74-0338
江府町社会福祉協議会	日野郡江府町江尾2069 地域支え愛センター内	0859-75-2942

あなたの町の民生委員、または市町村社会福祉協議会へ
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 地域福祉部 生活福祉資金室

〒689-0201 鳥取県鳥取市伏野1729-5 TEL 0857-59-6333(直通、平日9:00-17:00)

「総合支援資金」は、失業等により日常生活全般に困難を抱えた世帯に対し、その自立に向けた活動を支援するための貸付制度です。

総合支援資金の貸付対象

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれ、かつ次のいずれの条件にも該当する世帯。

- 前年度所得の1/12が生活保護費の2倍額未満の世帯であって、収入の減収や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。
- 資金の貸付を受けようとする者（以下「借入申込者」）の本人確認が可能であること。
- 現に住居を有していること、又は生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。
- 法に基づく自立相談支援事業による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関からの継続的な支援を受けることに同意していること。
- 実施主体が貸付及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること。
- 借入申込者が、失業給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金、傷病手当等の公的給付を現に受けていないこと（住居確保給付金、子の養育に関する手当（児童手当、児童扶養手当等）を除く）
- 借入申込者が自営業を営んでいないこと（※これまで営んでいた自営業を廃業し、就職活動に取り組む場合は対象）
- ハローワークの求職者登録を行い、就職活動が可能な健康状態にあること、または負傷・疾病等による休職・休業中であって3ヶ月以内の就労復帰が見込まれていること。

下記の世帯はご利用いただけません

- 現在、生活福祉資金を借受中で、滞納がある世帯（他県での借り入れを含む）
- 過去に生活福祉資金を借受し、免除を受けたことがある世帯（他県での借り入れを含む、ただし新型コロナ特例貸付を除く）
- 債務整理の予定がある、又は債務整理中の世帯
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯
- 過去に社会福祉協議会（市町村社会福祉協議会を含む）・行政機関等が実施する事業等の相談過程において、著しく不誠実な対応があったと認められる世帯

<生活福祉資金貸付制度とは>

生活福祉資金貸付制度は、所得の少ない世帯や、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定や経済的自立を図ることを目的とする第一種社会福祉事業です。

<世帯単位の貸付>

生活福祉資金制度は、世帯を対象とした貸付制度です。個人貸付ではありません。本制度を利用することについて、世帯員の皆様にご了解いただく必要があります。

- 本制度では、生計を同一にしている全員を一つの「世帯」としています。（住民票上の世帯とは異なります。）
- 電気・ガス・水道のメーターが別である二世帯住宅で生活している場合等、明確に生計が分かれている場合を除き、同じ住居で生活をしている方は同一世帯とみなします。
※なお、住民票の現住所と実際生活している居住地が一致していることを原則とします。特別な事情があっても一致していない場合はご相談ください。

総合支援資金の貸付種別は次の3種類です(条件が合えば併用も可能)。

◎借受人の自立の可能性、償還確保の可能性を十分に検討したうえで、費用の必要性を判断します。

1 生活支援費

就職活動期間中など、生活再建までの間に必要な生活費です。

貸付限度額	2人以上の世帯 月額200,000円以内 単身世帯 月額150,000円以内 (失業前の収入等、生活が困窮する前の収入額を上限) ※減収によって生じた生活費の不足額が貸付額となります。 (毎月の生活費 - 減収後の世帯収入 = 不足額) ※負債の返済費用は貸付対象外(毎月の生活費には含みません)
貸付期間	原則3ヵ月以内(延長:原則3ヵ月毎、最長12ヵ月) ※毎月、前月の生活再建に向けた取り組み等を確認後に送金
据置期間	最終送金月から6ヵ月以内
償還期間	据置期間経過後10年以内
備考	●自立した生活を営むことが可能になった場合は貸付終了となります。 ●生活再建に向けた取り組みを怠った場合、貸付を停止することがあります。 ●貸付期間中に職業訓練給付等、他の公的給付を受給することになった場合は、貸付の一時停止または貸付終了となります。

2 一時生活再建費

生活を再建するために、一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用です。

貸付限度額	600,000円以内
据置期間	貸付月から6ヵ月以内 ※生活支援費を合わせて借りる場合は、生活支援費の最終送金月から6ヵ月以内
償還期間	据置期間経過後10年以内
備考	●次のような費用が対象となります。 ・新たに就業するために必要な技能や資格等を取得するための費用 ・現在の家賃が高額であるなど、生活を立て直すために転居が必要な場合の転居費用 ・生活家電や家具什器等の故障等により、早期に修繕・購入を行わなければ生活に支障が生じる場合の修理・購入費用 ・公共料金等の滞納であって、滞納料金を支払わなければ日常生活を営むのに著しい支障が生じる場合(住居の退去勧告、ライフラインの停止など(携帯電話の滞納料金は原則対象外))に、滞納料金の支払経費 ※租税やローン、クレジット、借入金等は対象外

3 住宅入居費 ※住居喪失者であって、住居確保給付金の支給対象者決定を受けた場合のみ対象。

新たな住居の賃貸契約を結ぶための入居初期費用(敷金・礼金等)です。

貸付限度額	400,000円以内
据置期間	貸付月から6ヵ月以内 ※生活支援費を合わせて借りる場合は、生活支援費の最終送金月から6ヵ月以内
償還期間	据置期間経過後10年以内
備考	●敷金、礼金、入居に際して当初の支払を要する費用(賃料、共益費、管理費、不動産仲介手数料、入居保証料)等が対象となります。 ●貸付金は、不動産業者や保険会社へ直接送金します。

●その他の貸付条件

貸付利子	連帯保証人を立てる場合 … 無利子 連帯保証人を立てられない場合 … 年利1.5%
延滞利子	最終償還期限経過後、残元金に対し年利3.0%
連帯保証人	原則1名必要(原則完済時年齢75歳未満の方) ※事情により連帯保証人を立てられない場合も申請可能

本制度は **貸付制度** です。給付制度ではありません。

- ・貸付制度であり、借り入れた貸付金については償還(ご返済)いただく必要があります。
- ・総合支援資金は、生活再建後の収入(見込)から償還をいただく貸付です。そのため、貸付と相談支援によっても生活再建の見込みが立ち難い場合など、貸付が適切な支援にならないと判断された場合には貸付できない場合があります。

相談支援を前提とした貸付制度です。

- ・本制度の目的は貸付そのものではなく、世帯の自立更生と安定した生活の維持を図ることです。
- ・貸付の相談から返済を完了するまで、安定した生活が維持できるよう相談支援を行います。相談支援は社会福祉協議会職員が行います。また、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業等による相談支援も併せて受けていただきます。

◎必要かつ適切な支援をしていくためには、世帯の生活状況やお困りの実情を正確にお話いただくことが大切です。本制度をご利用いただくには、世帯の皆様と社会福祉協議会との間で信頼関係を持てることが前提となります。

生活困窮者自立支援制度と連携して支援を行います。

- ・総合支援資金の借入を希望される方は、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が原則として要件となります。
- ・生活困窮者自立支援制度では、経済的にお困りの方に対し、一人ひとりの抱える課題を解決し、生活の安定と自立を目指すための相談や就労支援が行われます。各市町村の自立相談支援機関が窓口になります。

自立計画を作成し、自立に向かって努力していただきます。

- ・借受人は、就職活動や家計の見直しなど自立計画を作成し、自立に向かって努力していただき、その状況を毎月報告していただきます。自立に向けた努力を怠った場合は、貸付期間中であっても貸付の停止、終了となる場合があります。

個人ではなく「世帯の自立」を支援する制度です。

- ・世帯を支援するためには世帯全体の状況を把握させていただくことが必要です。
- ・世帯員の皆様の就労・就学・疾病、収入や家計の支出、負債の状況等をお聞きし、必要に応じて確認します。

負債がある場合、原則として貸付期間中は返済できなくなります。

- ・世帯に負債(債務)がある場合は、ご事情をおうかがいした上で、当初の借入総額や現在の残額、月々の返済状況について、書類や通帳等により確認させていただきます。
- ※負債には、金融機関やカード会社等からの借入(リボ払いを含む)、自治体や公的機関からの借入、光熱水費や税金、健康保険料等の滞納、友人・知人・親族からの借入等を含みます。
- ・貸付期間中は、原則として各債権者への返済をいただくことができなくなります。そのため、各債権者との間で当面の間の支払猶予等、貸付申請前に相談をしていただく必要があります。

虚偽の申請や不正な手段により資金を借りた場合、または貸付金を利用目的以外に使用した場合は、貸付金を即時に一括返済していただきます。

審査の結果により貸付できない場合もあります。不承認となった場合、その理由は開示いたしません。